**平成２４年（フ）第２９３号**
熊本県上益城郡益城町大字辻の城437番地２
債務者　佐々木やすえ
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第２９９号**
熊本市東区月出４丁目４番115号　サンシャイン月出201号室
債務者　鍬農　　勝
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第３１０号**
熊本県菊池郡大津町大字室114番地
債務者　荒木　　一
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第３０号**
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲2525番地　川原団地Ｂ―245号
債務者　山口　忠佳
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第７４号**
佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里2174―１プランドペルル102号、住民票上の住所佐賀県佐賀市久保泉町大字川久保5638番地
債務者　白水久美子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第７６号**
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀2167番地綾部団地Ｔ８―６号
債務者　園田美代子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１０４号**
佐賀県佐賀市川副町大字大詫間1894番地１
債務者　竹下ひろみ
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１１９号**
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田1948番地90
債務者　古賀　久義
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１２０号**
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲2525番地　川原団地Ｂ―146号
債務者　徳永　照夫
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２８号**
長崎県島原市南崩山町丁2876番地、前住所千葉県市川市大洲４丁目10番３号
債務者　高木　正義
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２４年（フ）第７５号**
山口市小郡下郷1485番地
債務者　吉冨ともみ
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２１６号**
岡山市南区小串2372番地
債務者　岡本　久枝
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２５８号**
岡山市北区野田屋町２丁目５番10号　サンハイツ平上２階Ａ、旧住所岡山市北区幸町４番26号　三和ビル104
債務者　田中　直子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２８２号**
静岡市葵区安倍口団地６番11―379号
債務者　梶山　富弘
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２９６６号**
大阪市住之江区平林南２丁目２番１―805号
債務者　引落　義一
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６２号**
栃木県下都賀郡壬生町駅東町１番８―524号県営壬生住宅
債務者　黒木　智美
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部